

# スウェーデンの新学校法におけるいじめ関係規定

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 井樋 三枝子

## 【目次】

はじめに

### I いじめの現況と法整備

- 1 いじめの現況
- 2 学校法におけるいじめ関係規定

### II 児童・生徒の処分及び学校長、教員又は運営者の 権限

- 1 児童・生徒に対する規律的措置
- 2 停学以外の規律的措置
- 3 停学措置

おわりに

(参考1) 新学校法及び主な改正点

(参考2) 学校庁『いじめ対策手法の評価』(2011年1  
月28日刊行)について

(表) 新学校法の構成

(図) 学校法上の学校等

翻訳：学校法(2010:800)(抄)

## はじめに

スウェーデンでは、2006年の総選挙以降、現在まで政権を担っている中道右派連立政権が、教育制度改革を進めており、これまでの学校法<sup>(1)</sup>を全面改正した新しい学校法<sup>(2)</sup>が、2010年に成立した。新学校法は、2010年6月21日に議会で可決され、一部を除いて、2010年8月1日に施行された。これは全29章からなり、構成は、第1章～第7章「全部又は一部に共通する規定」、第8章～第22章「学校種別ごとの教育内容及

び学童保育」、第23章～第29章「監視、不服申立て等」となっている((表)参照)。

新学校法は、スウェーデンの学校制度について、義務教育、保育園、学童保育、高等学校、各種の特別支援学校、さらには移民を対象とするスウェーデン語教育等の成人向け教育を含め、ほぼ包括的に規定する法律である。2010年の新法制定に際しては、これら学校制度の変更も含め、様々な改革が行われた(学校法に規定される学校制度については(図)を、新学校法の主な改正点については(参考1)を参照)。

本稿では、新学校法のうち、学校におけるいじめ等の園児及び児童・生徒に対する侵害的な取扱い<sup>(3)</sup>の禁止、侵害的な取扱いを防止するために学校長、教師等に課せられた義務、侵害的な取扱いが発生した場合に何をすべきか等について定めた第6章の規定と、侵害的な取扱いの発生を含め、安全と学習環境を深刻に乱す振舞いをする児童・生徒に対し、学校長、教師等の学校側が実施を認められる措置や、そのような振舞いをする児童・生徒が受ける処遇について規定した第5章「安全及び学習環境」を中心に解説し、新学校法における該当箇所を訳出する。

### I いじめの現況と法整備

#### 1 いじめの現況

教育を所管する国家行政機関である学校庁(skolverket)による2009年の調査では、小学校高学年相当の児童の6パーセントが、少なく

(1) Skollag (1985:1100)

(2) Skollag (2010:800)

(3) なお、差別に関しては、差別禁止法(Diskrimineringslag (2008:567))の対象とされ、学校法の対象とならない。第I章1で後述する。

とも過去1か月の間に1回以上、いじめを受けたと感じ、また3パーセントは毎週いじめられていると感じている。中学生に相当する生徒では、6パーセントが、他の生徒からいじめ又は嫌がらせを受けていると感じている（高校生では2パーセント）。このような傾向と比率は、1993年からほぼ変わらない。<sup>(4)</sup>

スウェーデンでいじめ問題が注目され始めたのは1980年代からで、1990年代半ばからは、いじめに関する事項が法律の規定に盛り込まれるようになった。例えば、1993年の旧学校法改正<sup>(5)</sup>では、教職員に対する、いじめ防止に関する努力規定が置かれた。その後、旧学校法第1章第2条に、いじめ及び人種差別的行為等のすべての形態の園児及び児童・生徒に対する侵害的な取扱いを積極的に防止すべきとする規定が置かれた<sup>(6)</sup>。2006年には、園児及び児童・生徒に対する侵害的又は差別的な取扱いの禁止に関する法律<sup>(7)</sup>が制定され、いじめと差別に対する取組みの強化が学校に要請された。その後、

差別禁止法<sup>(8)</sup>の制定を受け、2009年からは学校における差別は学校法の規定からは除かれ、差別禁止法の対象となり、学校法で禁止される侵害的な取扱いに差別は含まないこととなった。さらに、旧学校法は、2008年の法改正<sup>(9)</sup>で、第14a章を新設し、侵害的な取扱いに関する規定をまとめた。

新学校法でも、この旧学校法第14a章の規定を踏襲し、第6章を「侵害的な取扱いに対する措置」とした。侵害的な取扱いに児童・生徒をさらすことは、明確に禁止され、侵害的な取扱いの防止や対応に関し、保育園機関の運営者及び学校機関の運営者<sup>(10)</sup>に責任と義務を課した（第6章第1条及び第7条）。

「侵害的な取扱い」とは、児童・生徒が侮蔑的な取扱いにさらされることを指し（第6章第3条）、具体的に学校庁は、仲間外れ、暴力、辱め、嫌がらせ、言葉の暴力、からかい、噂の流布、監禁、所有物の破壊等、幅広い行為が該当するとしている。オンライン上で行われるものも含

(4) “Mobbing.” Skolverket ウェブサイト〈<http://www.skolverket.se/skolutveckling/vardegrund/krankningar-och-diskriminering/mobbing>〉以下、特に記載がない限り、インターネット情報は、2013年5月31日現在である。

(5) Lag (1993:1679) om ändring i skollagen (1985:1100)

(6) Lag (1999:886) om ändring i skollagen (1985:1100)

(7) Lag (2006:67) om förbud mot diskriminering och annan kränkande behandling av barn och elever. 2009年1月1日廃止。

(8) Diskrimineringslag (2008:567)

(9) Lag (2008:571) om ändring i skollagen (1985:1100)

(10) 新学校法第1章第3条には、学校機関 (skolenhet) 及び保育園機関 (förskoleenhet) という新たに導入された概念に関する定義が置かれた。学校機関とは、運営者により組織される機関であって、互いに近接にある1以上の校舎における教育活動及びそのような機関と関係するが、校舎において実施されない教育活動を含み組織されるものである。1学校機関あたり、校長は1人存在するが、校長は、複数の学校機関の校長となることができる。1学校機関は、1つ又は複数の校舎を含むが、1校舎あたり1学校機関のみが存在する場合もあれば、複数の学校機関が含まれる場合もある。1学校機関は、複数の学校種別を含むことがある。私立学校の場合は、国家学校監視団（第1章2(2)において後述）の認可により、学校機関のあり方が決まり、認可は、ある1つの学校機関における特定の学校種別・教育機関にのみ与えられることもある。“Skolenhet.” Skolverket ウェブサイト〈<http://www.skolverket.se/statistik-och-utvardering/statistik/om-skolverkets-statistik/vad-hander-kring-statistiken/skolenhet-1.204066>〉（インターネット情報は2013年8月1日現在。）学校機関の運営者とは、公立学校の場合は、学校種別に応じ、国や各種の地方自治体であり（例えば、日本の小学校と中学校にあたる基礎学校の運営者は地方自治体で、聴覚、視覚又は発話に関して障害を有する者を対象とする特殊学校の運営者は、国である。）、私立学校の場合は個人である（学校法第2章第2条ほか）。旧学校法では、学校種別に応じ、国や地方自治体が、学校の運営者となっていた。なお、保育園機関とは、機関の中にある学校種別が、保育園だけのものを指す（学校法第1章第3条）。

まれ、ショートメッセージによる嫌がらせ、本人の承認を得ないインターネットへの写真の投稿等も例示している<sup>(11)</sup>。学校庁の定義では、このような「侵害的な取扱い」が「繰り返される」場合を、「いじめ」<sup>(12)</sup>としている。

## 2 学校法におけるいじめ関係規定

### (1) 概要

旧学校法第14a章は、児童又は生徒に対する侵害的な取扱いについて、これを禁止し、学校の運営者が事実の調査及び対応措置の義務を負うこと並びに報復の禁止を規定しており、同章は、同法上で定められる各種の学校と学校以外の教育活動に適用することとされていた。

新学校法でも、この内容はほぼ踏襲されている。まず、第1章第5条に、教育に関与する者に対する侵害的な取扱いの防止についての努力義務規定が置かれ、具体的には、第6章で、旧学校法第14a章とほぼ同じ内容を定めている。

ただし、今回の新法制定に際しては、新たな内容が1点追加された。保育園長、学校長及び教職員が侵害的な取扱いを知った場合に、運営者への通報義務を課すことである。運営者は、侵害的な取扱いに関して責任を負うことが学校法上規定されているが、その発生について情報を得られなければ、義務である対応措置等を実施することができない。そのため、保育園長、学校長及び教職員に通報義務が課されることとなった。通報を受けた運営者は、迅速に通報を調査しなければならず、今後の侵害的な取扱いを防止するため、必要に応じ、合理的に有効であると考えられる措置を実施する義務を負う<sup>(13)</sup>。なお、学校における差別については、前述のとおり、学校法で規定する侵害的な取扱いには含

まず、差別禁止法の対象としたが、児童・生徒がセクシャル・ハラスメント等の差別を受けた際、教職員らに同様の通報義務を課す規定を置く（学校法第6章第10条）。

新学校法第6章の概要は、以下のとおりである。

- ① 侵害的な取扱いとは、それにさらされる園児又は児童・生徒の尊厳を傷つける言動であり、差別禁止法において、差別と規定されるものを除く（第6章第3条）。
- ② 学校側の園児又は児童・生徒に対する侵害的な取扱いに関する責任を、具体的に規定する第6章の規定を強行規定とする（同章第4条）。
- ③ 園児又は児童・生徒を侵害的な取扱いにさらすことを運営者及び教職員に禁止し（同章第9条）、園児又は児童・生徒が侵害的な取扱いにさらされたことにより生じた侵害につき、その最終責任は運営者が負う（同章第5条）。
- ④ 運営者には、侵害的な取扱いの防止・禁止につき、具体的で実効性のある活動が義務付けられる。そのための対策を網羅した「侵害的な取扱いに関する計画」を毎年作成する義務を負う。当該計画には、翌年に実施予定の各種対策に関する説明を含まなければならない。また、それらの対策の実施成果については、翌年の計画に記載しなければならない。年次計画は、有効性が証明された経験等に基づいて策定されなければならない（同章第6条～第8条）。
- ⑤ 園児又は児童・生徒が侵害的な取扱いにさらされたことに気付いた場合は、教職員は、保育園長又は学校長に、それを通知す

(11) *op.cit.* (4)

(12) *ibid.* ただし、この「繰り返し」は厳密な定義ではなく、どのくらいの期間に何回生じるか等の基準は置かれていない。

(13) 6歳児学級、基礎学校、基礎養護学校を持つ学校機関に付属していない学童保育のように、学校長や園長がいない場合には、運営者が、通報義務を負う者を指名する（第6章第10条）。



る義務を負う。学校長等は、それを運営者に通知する義務を負う。通知を受けた運営者は、それによる侵害及び将来の更なる侵害的な取扱いを防止するための活動を行い、事件に関して調査を行う義務を負う。また、これまでに実施された侵害的な取扱い防止のための対策等も、調査の対象となる（同章第10条）。運営者又は教職員は、園児又は児童・生徒が侵害的な取扱いにさらされたとして苦情の申立てや通報を行ったことにより調査対象となった者による、当該園児又は児童・生徒に対する報復を防止する義務を負う（同章第11条）。

- ⑥ 運営者又は教職員が、第7条から第11条までに規定される義務を怠ったことにより園児又は児童・生徒に損害が生じた場合、運営者は、その損害の賠償を行い、その他の被害についても補償を行う責任を負う（同章第12条）。
- ⑦ 侵害的な取扱いにさらされた園児又は児童・生徒による損害賠償に関する民事訴訟の提起を想定し、侵害を主張する側（被害者）に対して配慮する規定が置かれる。具体的には、訴えを提起した側（被害者）に合理的理由があると認められる場合は、たとえ結果が敗訴であっても、勝訴側の訴訟費用を支払う必要はない（同章第13条）。また、侵害的な取扱いが発生しなかったことの証明責任は、運営者が負う（同章第14条）。
- ⑧ このような争いにおいて、国家学校監視団（Skolinspektionen、後述）は、侵害的な取扱いにさらされ、損害を受けた園児又は児童・生徒が承諾する場合、彼らに代わっ

て訴訟を提起することができ、上訴することができる。その際、16歳未満の子どもの場合は、その保護者の同意を必要とする（同章第15条及び第16条）。

## (2) 国家学校監視団について

国家学校監視団は、学校庁から分離独立し、2008年に新たに作られた機関で、学校運営の効率化と学校教育の質の維持に責任を有している運営者を管理監督し、評価を行う等の任務を有している<sup>(14)</sup>。国家学校監視団は、実施した評価を基に運営者に対し、勧告と助言を行い、問題を修正するための措置を求めることができる。運営者が措置の履行を怠る場合には、罰金等の制裁を課す権限も有しており、私立学校に対しては、認可の取消しを制裁として行うことができる（新学校法第26章第13条）<sup>(15)</sup>。国家学校監視団は、6歳児学級から高校までの私立学校の認可を行っている（第2章第7条）。

また、国家学校監視団は、教師資格の剥奪等につながる教師への苦情を受け付け、調査を行う役割も果たす。国家学校監視団は、学校庁の機関である教師責任委員会<sup>(16)</sup>に対し、教師資格の剥奪に関する警告<sup>(17)</sup>を決定したことを通知する。（同章第13条、第27章第4条ほか）

新学校法第6章に規定される侵害的な取扱いに関しては、国家学校監視団の1部門である園児及び児童・生徒オンブズマン（barn och elev ombudet）が担当している。園児及び児童・生徒オンブズマンは、侵害的な取扱いの発生防止や、発生時にとられるべき対応に関する周知活動、学校機関への様々な勧告等を行っており、他の類縁機関（児童オンブズマン、差別禁止オ

(14) 学校法第26章及び国家学校監視団に関する規則（Förordning（2011:556）med instruktion för Statens skolinspektion）第1条及び第2条。

(15) “Verksamhet.” Skolinspektionen ウェブサイト（<http://www.skolinspektionen.se/sv/Om-oss/Var-verksamhet/>）

(16) 教師責任委員会（Lärarnas ansvarsnämnd）は、2010年の学校法改正（Lag（2010:877）om ändring i skollagen（2010:800））により新設された機関。

(17) この警告に基づき、教師責任委員会が、教師免許の剥奪について具体的に審査を開始する。

ンブズマン) や地方自治体等との連絡や協力も  
行っている。また、園児及び児童・生徒オンブ  
ズマンは、侵害的な取扱いの発生に関して、申  
し立てられる苦情の調査を行い、侵害的な取扱  
いにさらされたことにより、園児又は児童・生  
徒が被った損害に対する損害賠償訴訟において、  
園児又は児童・生徒個人を代理することができる  
(第6章第15条)<sup>(18)</sup>

## II 児童・生徒の処分及び学校長、教員又は運 営者の権限

### 1 児童・生徒に対する規律的措置

新学校法制定前は、児童・生徒に対する規律  
的措置に関しては、規則<sup>(19)</sup>の形で規定されてい  
たが、新学校法制定に際して、法律において規  
定することとされ、第5章「安全及び学習環境」  
が置かれた。

第5章では、第1章第4条で定める教育活動  
の目的である「園児及び児童・生徒の知識及び  
価値の獲得及び発達」を達成するために、すべ  
ての園児及び児童・生徒に、安全で学習に適し  
た学習環境を保障しなければならないこと(第  
5章第3条)と、その保障のために、児童・生  
徒に対し、学校長及び教師が実施しうる規律的  
措置を明確に定めることが目標とされている  
(同章第6条)。

良好な学習環境を保障することが、学校長及  
び教師の義務である以上、学校長は、学校の秩  
序に関する規定を定める権限も有すると考えら  
れるが、そのような規定は、児童・生徒やその

保護者と価値観を共有し、これらと対話を持つ  
ことを通じて形成される必要がある(同章第5  
条)。

規律的措置は、矯正や懲罰のために行われる  
のではなく、児童・生徒の安全と学習環境を守  
り、問題を是正する目的で行われるものであり、  
民主的価値観と人権を重視する必要がある。そ  
のため、学校長及び教師が何を行うことができ  
るかを、法律において明確に規定する必要性が  
ある。また、児童・生徒に対し実施された規律  
的措置については、迅速に保護者へ通知しなけ  
ればならない。<sup>(20)</sup>

旧制度では、児童・生徒に対する規律的措置  
は、対象となる児童・生徒が、義務教育中であ  
る場合と、そうでない場合とで異なっていた。  
義務教育中の場合、実施できる規律的措置は、  
児童・生徒に対する注意、保護者への通知、授  
業からの一時退出、最大1時間の居残りであっ  
た。義務教育ではない、例えば、高等学校及び  
養護高校で実施できる規律的措置は、注意、教  
師及び学校長による調査、授業からの一時退出、  
書面による警告、停学及び退学であった。義務  
教育は、義務的な修学であり、児童・生徒にとっ  
ては権利であるため、このような差が設けられ  
ていた。

新学校法でも、児童・生徒に対する規律的措  
置に関しては、引き続き義務教育の各種の学校  
とそれ以外との間に差が設けられた。しかし、  
新学校法の制定目的が、すべての学校種別及び  
教育活動並びにすべての運営者につき可能な限  
り共通で明確に統一された学校制度を構築する

(18) “Om BEO.” Barn och elevombudet ウェブサイト <<http://www.skolinspektionen.se/sv/BEO/Om-BEO/>>

(19) 義務教育の児童・生徒に適用されるものに関しては、基礎学校規則(Grundskoleförordningen(1994:1194))第6章第9条、高等学校や高等養護学校に関しては、高等学校規則(Gymnasieförordningen(1992:394))第6章第21条から第25条、高等養護学校規則(Förordning(1994:741) om gymnasiesärskolan)第6章第4条から第8条などで規定。

(20) *Den nya skollagen: för kunskap, valfrihet och trygghet*, Prop.2009/10:165, s.323, Riksdagen ウェブサイト <<http://data.riksdagen.se/fil/260C002E-E714-4F41-9619-8D1F5A9A8D13>> 政府による法案提出理由によると、措置は例えば、生徒が情報の自由及び表現の自由という基本法上保護された自身の権利を用いたことを理由としてその生徒に対して向けられてはならないとされる。

こと<sup>(21)</sup>であったため、可能な限り統一的で学校種別を問わず共通する規律的措置の規定が目指された。具体的には、義務教育中の児童・生徒に対して適用できる規律措置の範囲を一定程度拡大し、書面による警告、一時的停学等を実施可能とした。<sup>(22)</sup>

また、新学校法では、すべての規律的措置の実施について、学校に対して書面での記録が義務付けられた。旧制度では、物品の取上げの場合のみ書面での記録が義務付けられていた。

## 2 停学以外の規律的措置

学校長及び教師は、児童・生徒の権利としての安全と学習適合環境を保障する目的で、児童・生徒による秩序を乱す振舞いを迅速に是正するために、一時的な規律的措置を実施することができる一般的な権限を付与される。一時的な規律的措置を実施する場合には、刑法典上で認められる緊急避難や正当防衛の場合ほどに切迫していなくてもよい<sup>(23)</sup>。このような措置で、問題の解決がはかられない場合は、さらに長期にわたる措置がとられうる。

一時的な規律措置は、義務教育である基礎学校、サーミ学校（少数民族であるサーミ人の子を対象とする）、特殊学校（基礎養護学校は除く。）並びに義務教育ではない高等学校及び高等養護学校において適用されるが、保育園、学童保育及び成人を対象とする教育機関では適用されない（ただし、「物品の取上げ」については、学童保育でも実施される。）。なお、学校における成人の問題行動は、一般の社会共同体における規定が適用されるべきであり、学校以外の公

的機関や、警察等が関与する対象となる。

一時的な規律的措置には、次の種類がある。

### ① 授業の場所からの退出

児童・生徒を授業から、最大で当該授業終了までの間退出させる（第5章第7条）。

### ② 居残り

児童・生徒に対し、学校日の終了の後、最大1時間の居残り又は授業開始よりも最大1時間前の出席を命じる（同章第8条）<sup>(24)</sup>。

### ③ クラス替え・転出

学校長は、児童・生徒を他のクラスでの授業に参加させること、また、必要な場合は、児童・生徒が、同一の学校機関内の他の学校における教育に参加するよう、決定することができる。そのような措置は最大2週間に制限される。特別な場合には延長ができるが、4週間を超えてはならない。（同章第12条及び第13条）

この措置は、まず児童・生徒の問題となる振舞いについて調査が行われた上で、他の児童・生徒の安全と学習環境を守るために他に適切な方法がなく、他の措置が効果的でなかった場合に実施される。（同章第12条）

### ④ 他の学校機関に属する学校への転出

他の一時的な規律的措置の効果が十分でない場合又はそのような措置が実行できない状況である場合は、学校長は、児童・生徒を一時的に他の学校機関に属する学校に通うよう命じる決定をすることができる。この決定をする際、学校長は受入れ先の学校機関における該当校の学校長と協議をし

(21) *op.cit.* (20), s.1.

(22) *ibid.*, s.325.

(23) *ibid.* 判例（NJA 1988, s.586 及び最高裁判決（B1354-07）2009年11月19日判決）によると、教師は監視の責任を有するため、多くの場合、暴力に関与する児童・生徒を実務的に分離するための権利を有している。また、監視実行の枠内であれば、児童・生徒に対し、限定的に、身体的な介入の実施のための一定程度の権利を、緊急避難や正当防衛の状況の存在がなくとも有する。

(24) ただし、成人している生徒には適用しない。



なければならず、実行される前に、決定につき保護者に通知しなければならない。(同章第13条)

⑤ 書面による警告

学校長は、児童・生徒が不適切な振舞いを継続する場合又は深刻な非行を行っている場合には、それを調査し、児童・生徒に書面による警告をなし、不適切な振舞い等を確実に是正させなければならない(同章第11条)。

⑥ その他の措置

問題の振舞いをする児童・生徒が特別の支援を必要としていることが判明した場合や、健康上の問題があると判明した場合には、規律的措置ではなく当該児童・生徒が必要とする支援を行うことも認められる(同章第9条)。

⑦ 物品の取上げ

授業等の妨害となる物品を、児童・生徒から教師が取り上げることを認める。取上げ対象には、ナイフや薬物等も含まれるが、これらに関しては、すぐに警察に通報し、処置が決まるまでは学校長又は学校長が指定した者が、これらを管理する。(同章第22条)

⑧ 書類作成

実施された規律的措置に関しては、書面による記録を残さなければならない(同章第24条)。

### 3 停学措置

停学には、期限付きの停学と無期停学がある。

旧制度では認められていなかったが、新学校法の制定により、義務教育の一部の学校種別(基礎学校、特殊学校、サーミ学校)でも、期限付きの停学に限っては、最終的な措置として行うことができるようになった<sup>(25)</sup>。

無期停学は、高等学校、高等養護学校、移民を対象とするスウェーデン語教育機関を含む成人を対象とする教育機関でのみ行われる<sup>(26)</sup>。

停学は、他のすべての規律的措置に効果がなかった場合にのみ適用される。

① 義務教育の各種の学校における停学

他の生徒の安全と適切な学習環境の点から必要である場合及び先んじてとられた措置が十分な効果を有しない又は児童・生徒の問題のある振舞いに関して特に深刻な状況であるという理由がある場合には、義務教育の一部の学校種別においても、児童・生徒を、短期間の期限を定めた停学に処すことができる。

この期限付きの停学は、最長1週間で、停学についての決定は学校長が行い、児童・生徒が停学により受けられない教育については、自宅学習により代替するか又は問題が解決した後に、課外授業の提供を受けること等で替える。このような停学は暦年の半年間において、2回を超えて行ってはならない。停学は緊急措置であり、決定は直ちに実施される。児童・生徒及び保護者は、決定前に、聴聞の機会を得る。停学中は親子法<sup>(27)</sup>の規定により、児童・生徒の監督責任は、親へと戻される<sup>(28)</sup>。

② 義務教育ではない各種の学校における停学

(25) *op.cit.* (20), s.324-325. 基礎養護学校については、在籍する児童・生徒の特徴に鑑み、停学措置が不適切な振舞いの是正につながらないとの意見が、法律案に関する関係機関からの事前の意見聴取(レミス)で多数寄せられ、これを除いた。

(26) *ibid.*, s.327. 旧制度にあった退学の制度は廃止される。退学は、高等学校及び成人を対象とする教育機関において、2週間以上の停学について用いられていたが、停学との境界が明確ではないため、無期停学と統合される。

(27) Föräldrabalk (1949:381)

(28) *op.cit.* (20), s.328.

義務教育ではない各種の学校においては、(a) 期限付きの停学と (b) 期限を設けない停学の2種類の停学処分を、学校長又は運営者が行うことができる。(a) は、生徒が教育の遂行を妨害し、阻害し、成績判定を欺く振舞いをする場合、他の生徒を侵害的な取扱いにさらし、又は安全や学習環境を損なう場合等の処分である。このような場合、通常、停学期間は、2週間を超えないこととする。それでも改善されない場合は、最長6か月間の停学を、3回まで行うことができる。(同章第17章～第18条)

(b) は、職業訓練を行う教育機関において、実地訓練やインターン等の実習中、不適切な振舞いをした場合に処せられる(同章第19条～第20条)。

## おわりに

スウェーデンでは、園児及び児童・生徒に対するいじめ(侵害的な取扱い)を禁止し、いじめの防止とその対応に関する責任の所在を、学校法上に明確に規定している。いじめは、学校の安全と学習環境を侵害する可能性のあるものであり、安全と学習環境は、問題となる振舞いを行う児童・生徒を含めたすべての児童・生徒に対し、学校法が目的とする知識や価値の獲得と発達を確実なものとするに必要なものであるとされている。

いじめ対応の最終的な責任者である学校機関等の運営者に対しては、いじめ対策計画を策定

させるだけでなく、その評価も義務付けており、あらゆる取組みを評価し、改善すべき問題点を洗い出し、更なる改善に結び付けるための構造を法律で明確に定めているが、その点もスウェーデンの制度の特徴と言えよう。

また、学校法では、運営者がいじめ防止の対策計画を策定するに当たっては、有効であることが科学的に実証されている取組みやプログラムを盛り込まなければならないとも定められており、学校庁は、様々ないじめ対策プログラムの有効性について、調査・研究・評価を行っている((参考2)を参照)。そして、そのような調査結果のフィードバックとして、新たに学校関係者を大学に派遣し、いじめに対応する様々な講義を受講させる等の新たな試みを実施し始めており<sup>(29)</sup>、法の趣旨に基づいた、継続的な取組みが行われている。

いじめを含む、問題となる振舞いを行う児童・生徒に対し、学校側がとりうる措置(規律的措置)は、安全と学習環境を保護するための手段として位置づけられ、そのような措置は、あくまで規律を回復するための措置である。スウェーデンは児童権利条約の実効性を確保するための児童オンブズマンを有する国でもあり、措置の対象となる児童・生徒の権利の保護を軽視しないこと、規律的措置は懲罰ではなく、問題の是正と、安全と教育活動の保護と侵害された安全と教育活動の回復を目的とし、それを達成するために行われることも、学校法上で明確に規定されている。

(いび みえこ)

(29) “Stor utbildningssatsning mot mobbning,” *Lärarnas tidning*, Jan.2, 2012. <<http://www.lararnasnyheter.se/lararnas-tidning/2012/01/02/stor-utbildningssatsning-mot-mobbning>>



## (参考 1) 新学校法及びその主な改正点

新学校法の制定目的は、すべての学校種別及び教育活動並びにすべての運営者につき可能な限り共通で明確に統一した学校制度を構築することである。その目的に照らし、これまで学校法上に規定のなかった保育園についても、法律上の学校制度中に学校種別として定め、私立学校についても、公立又は私立の別で規定を分けるのではなく、学校種別ごとに公立学校と同じ規定を適用するよう、条文の改正が行われた。<sup>30)</sup>

教育活動が達成すべき目標としては、園児及び児童・生徒が知識を獲得すること、実証された学術的知識、選択の自由及び安全に基づき教育を遂行すること等が定められている（第1章第4条）。国、運営者又は保育園長・学校長の3者間の、明確な責任分担も定められた。つまり、運営者は、法令に従い保育園、学校等の運営を担当し、学校種別ごとに法令で定められるカリキュラム等に影響力は持たない。運営者は学校法で定める教育活動目標を達成することに責任を負い、学校を運営し、保育園長・学校長は学校の内部について責任を負う。

その他には、公立学校が宗教的に中立でなければならないこと、私立の学校機関に対し、宗教的な目的を持つことを認めつつも、宗教的な要素への児童・生徒の参加は任意とすること、教育は児童権利条約に基づく児童の最善の利益に基づかなければならないこと等が明確化された。

旧法から改正された主な点は、次のとおりである<sup>31)</sup>。

- 法律に規定がなかった保育園を学校法上の学

校の種類として位置づける（第1章第1条ほか）。

- 私立学校についての規定を明確化し、適用できる限り、公立学校と同じ規定で規制する。旧法では第9章に「私立学校」として、独立した規定が置かれていたが、新法では、公立学校も私立学校も、学校種別ごとの規定に従うこととする。公立・私立とも学校種別が同じであれば、時間割や授業目標は同じものを用い、また、児童・生徒に対しては、教師、心療心理士、クラトール（学校内ソーシャルワーカー）や図書館、職業訓練等について、公立・私立ともに同レベルで提供する（第2章第25条、第29条及び第36条）。
- 教師や保育士は、臨時雇用であっても、基本的には、資格所持者に限って採用する。教師等の一時雇用は例外的なものとする（同章第13条、第20条）。
- 学校等における責任の分配を明確化し、分権的なものにする。政策決定者とその執行者を明確に分け、責任と権限を明確化する。運営者は、教育の質を均一化させ、向上させる等の運営責任を負い、学校法で適切と規定される方法で業務計画を立て、業務監視をし、それを発展させる義務を負うこととなる。学校長等は、学校組織の内部事項に関して法令に基づき権限により責任を果たし、学校組織の内部に関する決定を行う。また、学校長は、（法律で委任が禁止されていない事項については）他人に意思決定権限を託することもできる。（同章第8条）
- 教師の権限が明確化され、義務教育の児童・生徒の安全や学習に適切な環境に対する妨害となる振舞いを行う児童・生徒に対し、所持

<sup>30)</sup> *op.cit.* (20), s.1.

<sup>31)</sup> *ibid.*, s.203; “Den nya skollagen: Lika för alla elever,” *Skolverkets Nyhetsbrev*, Nr 2, Mars 2011, s2-3; Skolverket, *Utmaningar för skolan : Den nya skollagen och de nya reformerna*, 2010, s.3-5. ([http://www.helsingborg.se/ImageVaultFiles/id\\_13271/cf\\_2/nyautmaningarforskolan\\_skolverket.PDF](http://www.helsingborg.se/ImageVaultFiles/id_13271/cf_2/nyautmaningarforskolan_skolverket.PDF))

品の取上げ、授業の場所からの退出、クラスの移動、書面による警告、停学、転出等の措置を行うことが法律上認められる。高等学校や成人を対象とする義務教育以外の学校等においては、無期停学措置も認められる（第5章第6条～第23条）。

- 基礎学校（9年制の義務教育）の上級学年（7～9年生）において、特別な技能を有する生徒のための特別クラスに関する入試の設定及び児童・生徒の飛び級を認める（第7章第15条ほか）。
- 義務教育を受ける資格を有する児童・生徒につき、学校の受入れ義務が強化される。旧法では、特定の児童・生徒の受入れが、地方自治体にとって組織上又は財政上の相当の困難が発生する場合に、私立学校は受入れを拒否できる規定があったが、新法では、義務教育を提供する私立学校は、資格を有する児童・生徒を受け入れなければならない、自治体からの補助金が不足する等の理由により受入れが困難な場合は、運営者側が増額を求める不服申立てを行うこととし、受入れを基本的には拒否できないとした（第10章第35条ほか）。
- 私立学校機関の認可、学校の監視・査察、学校教育に関する苦情受付等を行う国家行政機関である国家学校監視団が発する命令に応じない学校に対する罰則が拡大される（第26章第10条及び第17条）。
- 規則で規定していた成績評価制度を法律で規定し、6段階AからFまでとする。Fは不可とする。この評価形式は、基礎養護学校、高等養護学校以外のすべての学校で共通に使

われる（基礎学校については、第10章第17条、サーミ学校については、第13章第18条、高等学校については、第15章第24条、地方自治体による成人教育については、第20章第26条及び移民を対象とするスウェーデン語教育については、第22章第20条）。

- 高等学校の質を高めるための制度改正（第15章～第19章）。
- 児童・生徒及びその保護者による行政裁判所への不服申立てが可能な事項を拡大する（第28章）。国家学校監視団、学校庁及び教師免許の剥奪などに関しての判断を行う教師責任委員会（学校庁に属する独立機関）によりなされる決定に対する不服申立てのほか、経営事情又は組織的事情で入学やスクールバスの利用等の不許可等の決定（第28章第2条～第4条）についても、行政裁判所に対し不服申立てをすることができることが明記された（同章第5条）。また、私立を含む学校機関の運営者その他の学校関係の公的機関による決定、児童・生徒に対する何らかの規律的措置の実施に関して学校長が行う決定等に対する不服申立てについても規定されている（第28章第6条～第9条）。

旧法では、学校制度に関する決定事項に対する異議申立て（旧学校法第1章第14条）や、児童・生徒が基礎養護学校又は特殊学校に入学しなければならないか否かに関する判定への異議申立て（同第3章第5条）等は、不服申立委員会<sup>(32)</sup>が審査を行うこととされていたが、これらについても、児童・生徒及び保護者は、行政裁判所へ不服申立てができることとなった。

(32) 新学校法では、不服申立委員会に対して、申し立てることができる事項については、第28章第12条から第17条までに定める。

(参考2) 学校庁『いじめ対策手法の評価』  
(2011年1月28日刊行)について

## 1 いじめ対策プログラムの評価

新学校法第6章は、学校機関等の運営者が、園児及び児童・生徒を侵害的な取扱い<sup>33)</sup>にさらすことを防止し、そのような事態の発生に当たっては、対応について責任を負うことを規定している。また、同法は侵害的な取扱いの防止のために、具体的で実績のある措置を取るための計画の策定と実施、その評価を運営者に義務付けている。

各学校は、侵害的な取扱いの防止と対応に関して提唱される様々ないじめ対策プログラムを導入し、実施している。このような各種いじめ対策プログラムに関し、学校庁は評価を実施し、『いじめ対策手法の評価』(2011年1月28日刊行)<sup>34)</sup>を刊行して結果を公表した。

## 2 報告書『いじめ対策手法の評価』の概要

### (1) 目的・方法

#### ① 目的

学校が導入・実施するいじめ対策プログラムの中で、いじめの防止や対応に効果的な取組みについての情報を得て、どのいじめ対策プログラムが効果的であるかを調査すること。

#### ② 調査について

スウェーデンの学校で最も一般的に行われている8つのプログラム(ファーフメソッド、友達プログラム、オルヴェウスプログラム、ライオンクエスト、SET、ステグヴィス、スクールコメント、学校調

停(いずれも後述))を対象とした。

それぞれのいじめ対策プログラムは、複数の取組みを包含している。今回の調査では、1つのプログラムのみを一貫して適用する学校はなく、どの学校も様々なプログラムの中から、複数の取組みを選び、実施していることが判明した。そのため、最終的にこの調査では、プログラム全体の効果ではなく、個別の取組みがいじめの防止や対策に効果を有しているか否かにつき評価を行うこととした。

調査期間は3年間で、対象校は、全国約4,700校の基礎学校<sup>35)</sup>のうち39校、うち8校は比較対象校として、プログラムを全く実施していない学校である。児童・生徒1万人及び対象校の教職員に対するアンケート及び面談の方式で調査した。

調査に用いられたアンケート書式は、自校でのいじめの把握に利用できるよう、各学校に提供し、収集したデータは、調査研究目的での一般利用に供するため公開する。

#### ③ いじめの定義

この調査で対象とされている「いじめ」とは、学校法で禁止される侵害的な取扱い及び差別禁止法で禁止される差別又はそれらの反復行為<sup>36)</sup>を指す。ただし、この調査においては、いじめの定義が児童・生徒に共有されていなくても、正確な調査が行えるよう、「『いじめ』の有無」を問うのではなく、「叩かれたことがあるか」、「仲間外れにされたことがあるか」等、具体的な経験の有無や、自分をそのように取り扱った者の意図を、どのように受け止めたか等を尋ねている。

33) いじめと侵害的な取扱いの関係については、第1章1を参照。

34) Skolverket, *Utvärdering av metoder mot mobbning*, 2011. <<http://www.skolverket.se/publikationer?id=2498>>; Skolverket, *Vad fungerar? Resultat av utvärdering av metoder mot mobbning*. <<http://www.skolverket.se/publikationer?id=2517>> (簡略版)

35) 最も一般的な義務教育課程の学校種別。(表)を参照。

36) 学校庁の定義する「いじめ」と、ほぼ同じ。前掲注(4)参照。



## (2) 結論・提言

調査の結果、次のことが判明した。

新学校法第6章において運営者、学校長、教職員らに義務付けられる「侵害的な取扱いの防止・禁止に対する具体的で実効性のある活動」は、日々の取組み及び発生したいじめについて調査し、それらについてのフォローアップ及び評価を行い、各学校に特有の状況を精緻に把握した上での計画の策定によらなければ効果は上がらない。そのため、個別のいじめに対し、場当たりに及び形式的にいじめ対策プログラムを適用しても、効果は上がらない。

プログラムが包含する各種の取組みの中には、効果がないものや、逆効果のものがある。

このことから、学校庁は、いずれのいじめ対策プログラムの導入・実施も推奨しないと結論付け、次のとおり提言する。

いじめ対策プログラムを効果的に実施するには、学校は、今回の調査で効果があると判断されたプログラムの要素である個々の取組みの中から、それぞれの学校の状況を踏まえ、最もふさわしいと考えられるものを選択して実行する必要がある。

## (3) いじめ対策プログラム中の各取組みについて

調査対象である8つのいじめ対応プログラム<sup>37)</sup>に含まれる取組みは、いじめ被害者の男女の別、いじめの種類（身体的いじめ（殴る、小突く等）か社会的いじめ（仲間はずれ、噂話等）かにより、効果が異なる。

## ① 効果がある取組み

- 児童・生徒が日常的、能動的に、いじめ防止に参画する環境を作る取組み。特に女子が身体的いじめ被害に遭う場合に効果的である。ただし、いじめ発生時のみ、個別で場当たりの対応を行っては

ならず、また、特定の児童・生徒を、児童・生徒の監視者・密告者のような教職員の手先として、利用するような取組みを含めないこと。

- 「フォローアップと評価」 定期的に児童・生徒の状況を調査・評価し、取組みの補強や調整に役立てる取組みのこと。これらの手順の策定と文書整備も含む。特に男子が身体的いじめに遭う場合に効果的である。
- 「いじめ対策共同チーム」 教職員及び専門職者（学校看護師、カウンセラー等の児童福祉担当者）がチームを結成し、関与する取組みのこと。
- 加害者と被害者のそれぞれに対する措置。特に女子が社会的いじめに遭う場合に効果的である。
- いじめに関する専門知識を有する教職員を、出来るだけ多く育成する取組み。
- 「休み時間監視システム」 教職員がシフトを組み、経験上、いじめ発生のおそれがある場所に行き、児童・生徒と何らかの活動・対応を行う取組みのこと。特に女子が身体的いじめに遭う場合に効果的である。
- 児童・生徒間の関係を強化させる取組み。特に男子が身体的いじめに遭う場合に効果的である。
- 児童・生徒の問題行動について、教師がどのような対応や制裁を行うべきか、その判断の助けとなるような教師のための規律戦略の策定。特に男子が身体的いじめに遭う場合に効果的である。
- 児童・生徒と教師とで共同して行う校則等の策定。特に男子が身体的いじめに遭う場合に効果的である。

37) このうちの3種類は類似しているため、1項目にまとめて解説する。

- 定例的な生徒集会を開催し、いじめに対する情報の共有をはかる取組み。特に女子が社会的ないじめに遭う場合に効果的である。ただし、男子には逆効果である。
- ② 逆効果又は効果がないと判断された取組み
- 教師と生徒間の関係性強化
  - 「いじめ授業用教材」の導入
  - 「学校調停」 いじめを紛争と考え、それを調停する役割を果たす児童・生徒を置く取組みのこと。児童・生徒に課せられる責任が重く、いじめ解決のために恒常的に用いられる場合には、新たないじめを生み出すなどの逆効果を生じる。
  - 全校のクラスに対し、いじめ特別授業の時間を設ける取組み。例えば、児童・生徒の共感力を高め、尊重すべき価値観を教え込むような講義や様々なロールプレイ等を行う授業の実施等。児童・生徒は、これらは押しつけがましく、退屈であり、教授される内容は、現実の状況に即していないと感じており、いじめが増加する逆効果を生じる。
  - 特定の児童・生徒に監視者・密告者としての役割を課す取組み。その役割を担う児童・生徒をどのように決定するかが困難であり、この役割を担った児童・生徒は、どのような情報を教職員に提供すべきかの判断が困難になる。役割を担った児童・生徒が、いじめの対象となる可能性がある。特に男子がいじめに遭う場合に逆効果となる。
  - いじめに関する全校集会の開催を反復することは、女子がいじめに遭う場合には、効果がある場合もあるが、男子がいじめに遭う場合には逆効果であるため、一般的には推奨できない。
- ③ いじめ対策プログラムの導入に関して学

校側が抱える問題

- プログラム導入による悪影響を教職員が認識していても、学校長や運営側が、一方的に導入を決定することがある。このような場合、プログラムの概念が教職員の要求や現場の状況にマッチせず、有意義ではないと、教職員は感じている。
- プログラムの導入にあたり、学校側の準備が十分でないことが多い。教職員に対する研修やプログラムの導入に当たっての明確なビジョン・計画が存在しないことが多い。
- 学校の活動におけるプログラムの位置づけ、これを導入する戦略が不明確であることが多い。
- 学校がプログラムを選択する際も、プログラムの効果を評価する際も、児童・生徒の視点を取り入れられていないため、児童・生徒が、プログラムやその内容である各種の取組みに対し、自覚的でない。
- プログラム導入には、多くの場合、教材費や人件費等のコストを伴う。しかし一方で、プログラム導入に際し、多くの学校は、自治体、国家行政機関、財団等から経済的支援を得ることができる。教職員への面談では、学校が複数のプログラムを導入する理由の1つは、助成金の受領であるとの回答も寄せられた。同様に面談では、これらの助成金は、学校に必要なスタッフの継続雇用に当てられている場合もあることが判明した。

#### (4) いじめ対策プログラムの概要

##### ① ファーシュタメソッド

いじめに対するアクションプログラムで、いじめ発生時にどう対応するかに焦点を当てたもの。「いじめ対策共同チーム」の結成及びいじめ加害者、いじめ被害者のそれ

ぞれと教職員との個別的な対話等を内容とする。「いじめ対策共同チーム」の結成は、この調査で効果的な取組みと評価されたものであるが、加害者又は被害者との個別の対話については、児童・生徒を脅かし、追い詰める可能性があり、問題であり、反復するいじめには、効果が見られない。

また、このプログラムは、いじめ加害者の保護者への通知を、すぐには行ってはならないとしており、これは学校法等の規定に適合していない。導入コストは比較的小さい。

## ② 友達プログラム

いじめ発見のため、「友達支援者」という役割を有する児童・生徒を定めて、教職員を支援する役割を果たさせるもの。いじめ防止について、児童・生徒たちの自覚を促し、児童・生徒間の関係性が強化される点は評価できるが、よほど慎重に実践されない限り、友達支援者は、密告者や監視者となる。そのような場合には、女子が被害に遭ういじめに対しては効果がなく、男子が被害に遭ういじめも増加する。

## ③ オルヴェウスプログラム

いじめ防止といじめ対策についての包括的なプログラムであり、他のいじめ対策プログラムが有する取組みのほとんどを含んでいる。そのため、効果のある取組みも逆効果の取組みも含まれている。

このプログラム中の「オルヴェウス授業」とは、学校の全クラスで、いじめについての特別講義を行うもので、今回の調査の結果、いじめ増加につながる取組みであると評価されている。

また面談において、教職員は、このプロ

グラムの実施には、多くの時間が必要であること、「オルヴェウス授業」は、既定の科目ではないため、いつそれを実施するかが問題となると主張した。

## ④ ライオンクエスト・SET・ステークヴィス

これら3種類は、相互に類似するプログラムで、他のプログラム中にもある多くの取組みを包含している。その中には、教職員の育成、教師と児童・生徒が共同して行う規律規定の作成など、効果的な取組みも含まれているが、プログラムの中核部分はすべて、今回の調査の結果、効果がないか逆効果であると評価されたものである。これらの導入は、最も高コストであるが、実施に際し、学校のほとんどが財団等の助成金を受けている。

## ⑤ スクールコメット

いじめ防止を主眼にするプログラムではなく教師に対する教育プログラムであり、教師が児童・生徒の問題行動に対し、どのような態度をとるべきかのトレーニングを主眼としており、結果的には、いじめへの対応力のある教職員を多く育成するという効果を有する。

## ⑥ 学校調停

もともとは、児童・生徒の紛争解決能力を高めるために考えられたプログラムであり、いじめ対策プログラムではない。よって、当初の目的を果たす上では効果的であるが、いじめに対して恒常的に用いる場合には、特に女子が被害に遭ういじめを増加させることが、判明し、逆効果の取組みであると判定された。導入コストは比較的小さい。



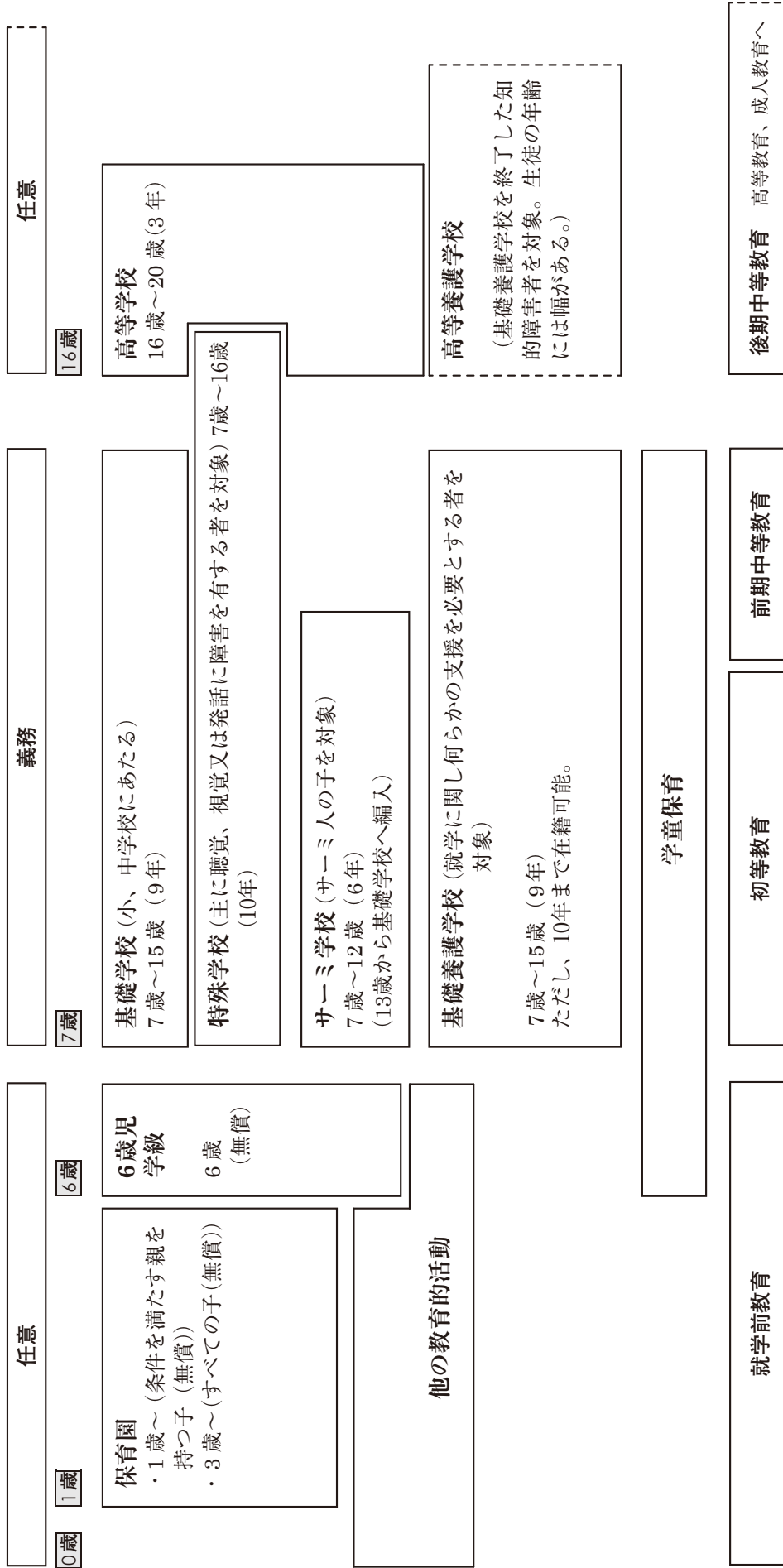
表 新学校法の構成

<p>全部又は一部に共通する規定</p>	<p>第1章 総則                  第2章 運営者及び責任                  第3章 児童及び生徒の目標到達                  第4章 性質及び影響                  第5章 安全及び学習環境                  第6章 侵害的な取扱いに対する措置                  第7章 義務教育及び教育の権利</p>
<p>学校種別ごとの教育内容及び学童保育</p>	<p>第8章 保育園                  第9章 6歳児学級                  第10章 基礎学校                  第11章 基礎養護学校                  第12章 特殊学校                  第13章 サーミ学校                  第14章 学童保育                  第15章 高等学校についての一般規定                  第16章 高等学校の一般プログラムにおける教育活動                  第17章 高等学校の導入プログラムにおける教育活動                  第18章 高等養護学校についての一般規定                  第19章 高等養護学校における教育活動計画                  第20章 コミュニンの成人教育                  第21章 成人を対象とする特定の教育活動                  第22章 移民を対象とするスウェーデン語教育</p>
<p>監視、不服申立て等</p>	<p>第23章 請負及び協力                  第24章 特別な教育活動<sup>(注)</sup>                  第25章 その他の教育的活動                  第26章 監督、国による質の審査及び全国的監視・評価                  第27章 学校制度に関する不服申立委員会及び教師責任委員会                  第28章 不服申立て                  第29章 雑則</p>

(注) インターナショナルスクールなど。

(出典) 筆者作成

図 学校法上の学校等



\* 高等教育には、大学、単科大学、国民高等学校、高度職業訓練校などがある。  
\* 成人を対象とする教育には、地方自治体の成人学校、移民を対象とするスウェーデン語教育、知的障害者のための成人教育などがある。  
(出典) 学校法 (2010:800) の条文等を参照して筆者作成。

# 学校法 (抄)

## Skollag (2010:800)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 井樋 三枝子訳

### 【目次】

第1章～第7章 全部又は一部に共通する規定 (抄)

第1章 総則 (第1条～第5条)

第2章 運営者及び責任 (略)

第3章 児童及び生徒の目標到達 (略)

第4章 性質及び影響 (略)

第5章 安全及び学習環境

第6章 侵害的な取扱いに対する措置

第7章 義務教育及び教育の権利 (略)

第8章～第22章 学校種別ごとの教育内容及び学童  
保育 (略)

第23章～第29章 監視、不服申立て等 (略)

## 第1章 総則

### 学校制度

#### 第1条

(1) この法律は、学校制度について定める。学校制度における教育活動は、第2章第2条から第6条までに基づく公立及び私立の学校により実施される。

(2) 学校制度は、次の各号に掲げる学校種別からなる。

1 保育園

2 6歳児学級

3 基礎学校

4 基礎養護学校

5 特殊学校<sup>(1)</sup>

6 サーミ学校

7 高等学校

8 高等養護学校

9 コミューン<sup>(2)</sup>の成人教育

10 成人を対象とする特定の教育活動

11 移民を対象とするスウェーデン語教育

(3) 学校制度には、6歳児学級、基礎学校、基礎養護学校、特殊学校、サーミ学校及び特別な教育活動における教育活動を補完する学童保育も含まれる。

### 特別な教育活動及び他の教育的活動

#### 第2条

(1) この法律には、学校制度における教育活動の代わりに実施される特別な教育活動及び他の教育的活動についての規定も含む。そのような活動については、この法律の総則は、特段の定めがある場合に限り適用する。

### 定義

#### 第3条

(1) この法律においては、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 児童・生徒： 保育園の園児を除く、この法律に基づく教育活動に参加するもの。

2 私立の学童保育： 個人により運営される学童保育であって、第2章第7条<sup>(3)</sup>第2項に規定するもの。

3 私立保育園： 保育園としての形態で、個人の運営のもとにある保育園機関

4 私立学校： 学校制度に含まれる学校種別である6歳児学級、基礎学校、基礎養護

(1) 主に視覚、聴覚又は発話に関して、障害を有する者を対象。以下、注は訳者による。

(2) スウェーデンにおける地方自治体の一種類。

(3) 第2章「運営者及び責任」中、私立の各種の学校の運営等について定めるもの。訳は省略。



学校、高等学校、高等養護学校又は第2章第7条第1項に規定する学童保育であつて、個人の運営のもとにある学校機関

- 5 保育園機関： 保育園の運営者により組織される機関であつて、互いに近隣にある1以上の保育園舎で実施される教育活動及びそのような機関と関係するが、保育園舎においては実施されない教育活動を含めて組織されるもの
- 6 学校機関： 保育園以外の学校種別のための運営者により組織される機関であつて、互いに近接する1以上の校舎における教育活動及びそのような機関と関係するが、校舎において実施されない教育活動を含めて組織されるもの
- 7 授業： 教師又は保育士の指導のもと、知識及び価値の獲得及び発達を通じた成長及び学習を目的とするような絞った課程
- 8 教育活動： 定められた目標に基づく授業が行われる活動

## 学校制度における教育活動の目的

### 第4条

- (1) 学校制度における教育活動は、園児及び児童・生徒が知識及び価値を獲得し、成長することを目的とする。当該教育活動は、全園児及び全児童・生徒の成長及び学習並びに生涯にわたる学習意欲を促すものとする。また、教育活動は、スウェーデンの共同体が基礎とする人権及び基本的な民主主義的価値観の尊重をもたらす、及びそれに基づくものとする。
- (2) 教育活動においては、園児及び児童・生徒の多様な必要性を考慮する。園児及び児童・生徒は、可能な限り長期間にわたり、発育させられるよう支援及び奨励を与えられる。教育活動を実行していくことにより、園児及び児童・生徒の条件における差異を相殺することを旨とする。

- (3) 教育活動は、家庭と協力して、園児及び児童・生徒の積極的で、創造的で、適切で、かつ、判断力を有する個人及び市民としての、全面的で人間的な発育を支援することを目的とする。

## 教育活動の構成

### 第5条

- (1) 教育活動は、基本的な民主主義的価値観並びに人間の生命の不可侵、個人の自由及び尊厳、すべての人間の等しい価値、平等並びに人間の連帯というような人権に基づき構成されなければならない。
- (2) 教育活動に携わる各人は、人権を強化し、すべての侵害的な取扱いを積極的に防止しなければならない。
- (3) 教育活動は、科学及び証明された経験に基づかなければならない。

## 第2章～第4章（略）

## 第5章 安全及び学習環境

### この章の内容

#### 第1条

- (1) 適用範囲（第2条）のほか、次の各号に掲げる事項は、この章で定める。
  - 1 労働環境（第3条及び第4条）
  - 2 秩序規定（第5条）
  - 3 規律的及び他の特別な措置（第6条から第23条まで）
  - 4 文書（第24条）

### 適用範囲

#### 第2条

- (1) [この章の]各条に定められる場合以外は、この章の規定は、保育園以外のすべての学校種別に適用する。第1条から第6条まで及び第22条から第24条までの規定は、学童保育についても適用する。

## 労働環境

### 第3条

- (1) 教育は、安全及び学習環境により形成される学校環境がすべての児童・生徒に保障されるような方法で行われるものとする。

### 第4条

- (1) 良好な労働環境が必要とされることについては、労働環境法（1977:1160）に定める。
- (2) 労働環境に関するいくつかの事項については、この法律にも定める。

## 校則

### 第5条

- (1) 各学校機関は、それぞれ校則を制定しなければならない。〔校則の〕規定は、児童・生徒が参加して立案され、各学校機関はフォローアップ〔（評価及び補足）〕を行う。
- (2) 学校長は、校則を決定する。
- (3) この条〔の規定〕は、コミュニケーションの成人教育、成人を対象とする特定の教育活動及び移民を対象とするスウェーデン語教育については、適用しない。

## 規律及び他の特別な措置

### 学校長及び教師の一般的な権限

### 第6条

- (1) 学校長及び教師は、児童・生徒の安全及び学習環境を保障し、又は児童・生徒の秩序を乱す振舞いを是正するため、法に合致した緊急の及び一時的な措置を取ることができる。
- (2) 授業の場所からの退出、居残り、一時的なクラス替え、他の学校機関への一時的な転出、出席停止及び物品の取上げは、第7条から第23条までに規定する要件に従って決定する。
- (3) 第1項及び前項に基づく措置は、目的及び

他の状況に照らして適切である場合に限り、取ることができる。

## 授業の場所からの退出

### 第7条

- (1) 基礎学校、基礎養護学校、特殊学校、サーミ学校、高等学校及び高等養護学校において、次の各号のいずれにも該当する場合には、教師は、最長で授業終了までの時間、児童・生徒を授業の場所から退出させることができる。
  - 1 児童・生徒が教育活動を妨害し、又は他の方法により、不適切な振舞いをする場合
  - 2 教師からの要請を受けた後も、児童・生徒がその振舞いを変えなかった場合

## 居残り

### 第8条

- (1) 前条と同様の条件で、基礎学校、基礎養護学校、特殊学校、サーミ学校、高等学校及び高等養護学校において、教師又は学校長は、児童・生徒を、学校で監督下に置き、学校日の授業が終了した後、最長1時間の居残りをすること、又は授業開始の最大1時間前に登校することを決定できる。

## 調査

### 第9条

- (1) 6歳児学級、基礎学校、基礎養護学校、特殊学校、サーミ学校、高等学校又は高等養護学校において、児童・生徒が繰り返し秩序を乱し若しくは不適切に振る舞う場合又は児童・生徒が重大な非行に関する責任がある場合は、学校長は、事態を調査しなければならない。〔これに関しては、〕児童・生徒の保護者と協力がなされなければならない。
- (2) 第3章第8条<sup>(4)</sup>に基づく特別の支援につい

(4) 第3章「児童及び生徒の目標到達」中、調査に関する規定。児童・生徒が、特別の支援を必要としているか否かについて、調査する義務を学校長が負うことについて定めるもの。訳は省略。

での調査〔を開始するため〕の条件が満たされる場合は、そのような調査も開始されなければならない。

#### 第 10 条

- (1) 学校長は、前条第 1 項の規定による調査において判明した事柄に基づき、児童・生徒に対する、その振舞いを変えさせるための措置の実行を保障しなければならない。

#### 書面による警告

##### 第 11 条

- (1) 第 9 条第 1 項の規定による調査の後、学校長は、児童・生徒に対し書面による警告を与えることを決定できる。当該警告には、児童・生徒が自己の振舞いを変えない場合、実施する見込みのある措置についての情報を添えなければならない。
- (2) 児童・生徒の保護者は、学校長の決定について通知を受けるものとする。

#### 一時的なクラス替え

##### 第 12 条

- (1) 6 歳児学級、基礎学校、基礎養護学校、特殊学校、サーミ学校、高等学校又は高等養護学校において、第 9 条第 1 項に定める調査の後実施された措置に効果がみられない場合又は他の児童・生徒の安全及び学習環境を保障するために必要である場合は、学校長は、当該児童・生徒が所属するものとは異なる授業グループ又は同一の学校機関の異なる場所での授業を受けるよう決定できる。
- (2) 児童・生徒の保護者は、学校長の決定について通知を受けるものとする。
- (3) 特別な理由がある場合に限り、第 1 項〔の規定〕により学校長が取る措置は、2 週間を超えて実施することができる。ただし、当該

措置は 4 週間を超えて実施してはならない

#### 他の学校機関への一時的な転出

##### 第 13 条

- (1) 前条に基づく措置が十分な介入でないか、又はその他の状況により実施が不可能である場合には、学校長は、当該児童・生徒に、一時的に他の学校機関において授業を受けさせることを決定できる。
- (2) 一時的な転出についての決定は、受入れ側の学校機関の学校長と協議して行われる。当該児童・生徒の保護者は、転出が実施される前に通知を受けるものとする。
- (3) 特別な理由がある場合に限り、第 1 項〔の規定〕により学校長が取る措置は、2 週間を超えて実施することが認められる。ただし、措置は 4 週間を超えて実施してはならない

#### 義務教育における一部の学校種別における停学

##### 第 14 条

- (1) 基礎学校、特殊学校及びサーミ学校において、学校長は、次の各号のいずれにも該当する場合には、児童・生徒に対し全体的又は部分的な停学を決定することができる。
- 1 他の児童・生徒の安全及び学習環境の観点から〔停学が〕必要である場合
  - 2 第 7 条、第 8 条及び第 11 条に定める措置の目的が達成されない場合又は〔問題となる〕児童・生徒の振舞いに関し、他に特別な原因がある場合
  - 3 児童・生徒に対し、停学により受けることができなかった授業について補償が提供される場合
- (2) 学校長は、前項〔の規定〕による決定を、他に委託してはならない。
- (3) 停学の決定は、他の決定がない場合は、直ちに効力を生じる。



## 義務教育における一部の学校種別における停学期間

### 第 15 条

- (1) 前条[の規定]による決定では、他の必要とされうる措置が何であるかを直ちに調査するために必要な期間に限った停学が認められる。
- (2) 児童・生徒は、1 週間を超えて停学に処せられ、又は半年に 2 回を超えて停学に処せられてはならない。

## 関係者からの意見及び情報の入手

### 第 16 条

- (1) 第 14 条[の規定]による停学について学校長が決意する前に、児童・生徒及びその保護者は、その意見を述べる機会を与えられなければならない。
- (2) 学校長は、停学を決定した場合には、運営者に通知しなければならない。児童・生徒が 18 歳未満の場合は、社会福祉委員会は、決定について通知されなければならない。

## 義務教育でない学校種別における停学

### 第 17 条

- (1) 高等学校、高等養護学校、コミュニケーションの成人教育、成人を対象とする特定の教育活動及び移民を対象とするスウェーデン語教育において、次の各号のいずれかに該当する場合、運営者は、生徒に対し全体的又は部分的な停学を決定することができる。
  - 1 生徒が、不適切な手段その他の方法を用いて、自己の学力達成及び理解についての判定を誤った方向へ誘導しようとする場合
  - 2 生徒が教育活動の遂行を妨害し、又は遅延させる場合
  - 3 生徒が他の生徒又は教育活動に関係する他の者を侵害的な取扱いにさらす場合
  - 4 その他の方法により、生徒の行為が他の

生徒の安全及び学習環境に悪影響を及ぼす場合

- (2) 運営者は、停学の決定が直ちに効力を有することを決定できる。
- (3) 第 1 項第 2 号から第 4 項までに掲げる停学事由のいずれかが生じたと認められる場合及び当該決定が生徒の安全及び学習環境にとって必要である場合は、学校長は直ちに停学を決定することができる。
- (4) 学校長は、前項[の規定]による決定をすることを、他に委託してはならない。

## 義務教育でない学校種別における停学期間

### 第 18 条

- (1) 次項で定める場合を除き、前条[の規定]による決定により、半年に 2 週間を超えて停学をさせてはならない。
- (2) 停学期間が短く、目的が達成されない場合又は他の理由により生徒の行為に照らし、[より長期の停学が]必要であると認められる場合には、その停学は延長することができる。前条[の規定]による停学の決定は、既に停学した期間を含め半年間を超えないものとし、かつ、半年間の停学は、3 回までとする。
- (3) 前条第 3 項に基づく学校長の停学に関する決定は、運営者が、当該事態の調査を終えるまで有効とし、1 週間を超えてはならない。他の者の安全にかかわる事態であるため、運営者の決定を待つことができない場合、学校長の決定は、更に 1 週間延長されることができる。

## 実務的要素を持つ特定の教育活動における停学

### 第 19 条

- (1) 運営者は、次の各号の要件をすべて満たす場合、高等学校、高等養護学校、コミュニケーションの成人教育、成人を対象とする特定の教育活動及び移民を対象とするスウェーデン語教育

での特定の教育活動からの全体的又は部分的な停学を、生徒に対し決定することができる。

- 1 教育活動に実務が含まれているか、又は教育活動の一部が職場で行われるとき。
  - 2 生徒が実務業務に参加することが明らかに不適切であるとき。
- (2) 運営者は、停学に直ちに効力を生じさせることを決定できる。
- (3) 第1項[の規定]による停学のための要件を満たし、かつ、緊急事態であるため、必要である場合は、学校長は即刻の停学を決定できる。
- (4) 学校長は、前項[の規定]による決定を、他に委託してはならない。

#### 実務的要素を持つ特定の教育活動における停学期間

##### 第20条

- (1) 前条[の規定]による停学の決定は、期限を付し、又は付さないものとする。
- (2) 前条第3項に基づいて学校長が直ちに停学を決定する場合、運営者が、当該事態の調査を終えるまで有効とし、1週間を超えてはならない。他人の安全にかかわる事態であるため、運営者の決定を待つことができない場合、学校長の[停学の]決定は、更に1週間延長することができる。

#### 意見の入手

##### 第21条

- (1) 運営者又は学校長が第17条又は第19条[の規定]により停学について決定する前に、生徒及びその保護者は、その意見を述べる機会を与えられなければならない。
- (2) 生徒が18歳未満である場合は、運営者が決定する前に、その決定について社会福祉委員会と協議を行うものとする。
- (3) 学校長は、第17条第3項及び第19条第3

項において言及されるような決定をなした時は、運営者に通知しなければならない。児童・生徒が18歳未満の場合は、決定について社会福祉委員会は通知を受けなければならない

#### 物品の取上げ

##### 第22条

- (1) 学校長又は教師は、教育活動の妨害となり、又は教育活動における安全を害するおそれのある方法で使用される物品を、児童・生徒から取り上げることができる。
- (2) 学校長は、前項[の規定]による決定を、他人に委託してはならない。
- (3) この条[の規定]は、コミュニンの成人教育、成人と対象とする特定の教育活動及び移民を対象とするスウェーデン語教育については、適用しない。

##### 第23条

- (1) 前条[の規定]により取り上げられた物品は、児童・生徒の当該学校日が終了するときまでに、児童・生徒に返却するものとする。前条に規定される物品を、繰り返し携帯する場合、又はその物品の特質上、それを返却しない特別な理由がある場合には、取上げについて児童・生徒の保護者が通知を受けるまで当該物品を返却しないことができる。
- (2) 前条[の規定]により取り上げられた物品が、刑法典第36章第3条、麻薬刑罰法(1968:64)第6条、ナイフその他の危険物の禁止に関する法律(1988:254)第5条、特定ステロイド禁止法(1991:1969)第5条、武器法(1996:67)第9章第5条及び特定有害物質禁止法(1999:42)第5条に基づき、取り上げられる場合には、学校長又は学校長が定める者は、迅速に警察当局に対し、その取上げについて通知しなければならない。この場合には、その物品を押収するかどうかの間

題の審査が終わるまで、その取上げをすることができるとができる。

## 文書

### 第 24 条

- (1) 第 7 条、第 8 条又は第 12 条から第 23 条まで [ の規定 ] により措置がなされる場合は、措置に関する文書を作成しなければならない。措置が第 22 条に基づく物品の取上げに関係する場合には、授業が終了した後、物品が返却されない場合に限り、[ その取扱いに関する ] 文書を作成する義務が生ずる。

## 第 6 章 侵害的な取扱いに対する措置

### 目的と適用範囲

#### 第 1 条

- (1) この章は、児童・生徒に対する侵害的な取扱いを防止することを目的とする。
- (2) この章の規定は、この法律で定める授業及び教育活動について適用する。

### 差別

#### 第 2 条

- (1) この法律で定める教育活動における差別の禁止等については、差別禁止法（2008:567）で定める。

### 定義

#### 第 3 条

- (1) この章においては、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- 1 児童・生徒 第 1 章第 3 条で定めるもののほか、この法律で定める保育園以外での教育を求める者
  - 2 園児 保育園又は第 25 章<sup>(5)</sup>で規定する

その他の教育活動に在籍し、又は入学しようとする者

- 3 教職員 この法律で定める教育活動を実施し、及びその任務を負う者

- 4 侵害的な取扱い 園児又は児童・生徒の尊厳を傷つける言動であり、差別禁止法（2008:567）の規定により差別と定義されるものを除く。

### 強行規定

#### 第 4 条

- (1) この章に定める権利又は義務を制限する契約条件は、効力を有しない。

### 教職員の責任

#### 第 5 条

- (1) 教職員がこの章で定める義務の遂行を役職又は職務の範囲内で行う場合、運営者がその責任を負う。

### 積極的措置

#### 目標志向の活動

#### 第 6 条

- (1) 運営者は、園児及び児童・生徒に対する侵害的な取扱いを防止するため、あらゆる独自の活動において、目標志向の活動を確実に遂行しなければならない。細目は、第 7 条及び第 8 条で定める。

### 侵害的な取扱いの防止及び禁止

#### 第 7 条

- (1) 運営者は、園児及び児童・生徒が侵害的な取扱いにさらされることを防止及び禁止するための措置を確実に実行しなければならない。

(5) 第 25 章「その他の教育的活動」では、学校制度外の教育活動について定める。訳は省略。

## 侵害的な取扱いに対する計画

### 第8条

- (1) 運営者は、毎年、園児及び児童・生徒の侵害的な取扱いの防止及び禁止に必要なとされる措置を一覧した計画を確実に策定しなければならない。当該計画には、翌年に着手し、又は遂行する措置がどのようなものであるかの説明を添えなければならない。計画した措置をどのように実行したかに関する説明は、その翌年の計画に掲載しなければならない。

## 侵害的な取扱いの禁止

### 第9条

- (1) 運営者又は教職員は、園児又は児童・生徒を侵害的な取扱いにさらしてはならない。

## 侵害的な取扱いに対する措置の報告、説明及び実施についての責任

### 第10条

- (1) 園児又は児童・生徒が、教育活動に関連して侵害的な取扱いにさらされたと思われることを知った教師、保育園教諭その他の職員は、保育園長又は学校長に対し、それを通知する義務を負う。園児又は児童・生徒が教育活動に関連して侵害的な取扱いにさらされたと思われることを知った場合は、保育園長又は学校長は、運営者に対し、それを通知する義務を負う。運営者は、報告された侵害に関する状況の迅速な調査及び将来の侵害的な取扱いを防止するために取ることが合理的な措置の実施について義務を負う。
- (2) 前項第一文及び第二文の規定は、差別禁止法（2008:567）で定められるいやがらせ又はセクシャル・ハラスメントを受けたと、園児又は児童・生徒本人が認める場合についても、同様に適用するものとする。
- (3) 第25章で定める教育活動及び学校機関又

は保育園機関に属さない学童保育については、運営者が指名する者について、第1項及び前項の規定を適用する。

## 報復の禁止

### 第11条

- (1) 運営者又は教職員は、園児又は児童・生徒が、この章に規定する調査に協力し、又はある者がこの章の規定に違反する行為を行ったことについて通報し又は苦情を申し立てたことを理由とする報復に、園児又は児童・生徒をさらさせてはならない。

## 損害賠償

### 第12条

- (1) 運営者又は教職員が、第7条から第11条までに規定する自己の義務を怠った場合には、運営者は、園児又は児童・生徒への侵害により生じた損害の賠償を行い、また、その他の義務違反により生じた被害についても補償を行わなければならない。侵害が軽微な場合で、報復がなされていないときは、侵害に対する損害賠償は行われない。
- (2) 特別な理由がある場合には、損害賠償は減額され、又は消滅されうる。

## 裁判

### 第13条

- (1) この章に規定する損害賠償に関する訴訟は、民事訴訟案件の場合において、事件が和解とならないときは、訴訟法典の定めるところにより処理するものとする。
- (2) 当該訴訟において、裁判所へ訴えを提起する合理的な理由が敗訴した原告にもあった場合には、各当事者に対して各自の[負担すべき]訴訟費用の支払いを命じることができ



## 証明責任

### 第 14 条

- (1) 園児又は児童・生徒本人が教育活動に関連して侵害的な取扱いにさらされ、又は報復を受けたと認める場合には、証明責任法第 14 章第 9 条又は第 11 条の規定により、園児又は児童・生徒がそのような取扱いにさらされたと推定すべき理由となる事実を示したときは、侵害的な取扱い又は報復がなかったことを、当該運営者が証明しなければならない。

## 訴えを提起する権利

### 第 15 条

- (1) この章 [ の規定 ] による損害賠償紛争において、国家学校監視団は、園児又は児童・生徒の承認を得て、これに代わり訴えを提起できる。学校監視団が、そのような訴えを提起する場合には、同じ訴訟において、学校監視団は、園児又は児童・生徒の承諾を得て、本人のために別の訴えを提起することができる。16 歳未満の子どもの場合には、保護者の同意を必要とする。

- (2) 除斥・忌避の状況、訴訟の継続、招致及び宣誓その他の証拠にかかる問題に関する証言については、訴訟法典における当事者に関する規定は、この章 [ の規定 ] に基づき訴えを提起する学校監視団について適用するものとする。
- (3) この章 [ の規定 ] による園児又は児童・生徒のための訴えを提起する場合には、学校監視団は、同一の事項に関して当該園児又は児童・生徒のために訴えを提起してはならない。

### 第 16 条

- (1) 国家学校監視団が園児又は児童・生徒のために訴えの提起をした案件の判決について、学校監視団が上訴する場合には、当該園児又は児童・生徒も上訴をすることができる。
- (2) 前項に規定する案件の判決が確定判決となった場合には、当該園児若しくは当該児童・生徒又は学校監視団のどちらも、事態の再審を求めることはできない。

## 第 7 章～第 29 章 (略)

(いび みえこ)